



事業主の皆様へ

労働保険申告・納付期限が 延長されました

令和2年度の労働保険料(労災保険料・雇用保険料)の年度更新手続(令和元年度確定精算・令和2年度概算申告及び納付)期間は

令和2年6月1日(月)から8月31日(月)まで

例年労働保険の申告・納付期限は6月1日から7月10日までとなっていましたが、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限が令和2年8月31日まで延長されました。

名護労働基準監督署では、例年であれば6月後半から7月10日までの間に集合受付として集中的に申告を受け付ける期間を設けておりましたが、本年度は密集・密室・密接を避けるために特定の集合受付日は設定することなく、3か月間の受付期間を設けております。

また、労働保険の申告はできる限り郵送や電子申請でのご対応をお願いしておりますが、来署の上申告する場合は7月上旬及び8月下旬の来署が増加するものと考えられますのでこれらの状況を考慮していただき、**7月中旬から8月上旬**での来署をご検討いただきたくお願い申し上げます。

来署での申告の感染防止対策としては、合同庁舎の会議室をできる限り確保し、3密を避けるべく努めており、さらに飛沫感染防止対策として来庁者と職員の間にはアクリル板のスクリーンを設置してあります。

なお、年度更新の会場等に入室する場合はマスクを着用していただき、手の消毒液を準備しておりますのでご協力をお願い申し上げます。

次に新型コロナウイルス感染症の影響により労働保険の納付が厳しい事業主の方に対しては、労働保険料の納付を1年間猶予する制度も設けられておりますのでご遠慮なく職員に対してご相談ください。

